

別紙1(令和6年6月1日改訂 介護老人保健施設縁樹 通所リハビリテーション)

1. 利用料について 単位(円)

※単位の定めがないものについては1日あたりの料金です。

①介護サービス費(1割負担の場合)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2時間以上3時間未満	383	439	498	555	612

②加算・減算料金(1割負担の場合)

要件を満たしその内容の対象となる場合は以下の料金が加算・減算されます。

加算	算定回数等	料金
科学的介護推進体制加算	1月につき	40
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1回につき	22
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1月につき	所定単位数の8.6%
リハビリテーションマネジメント加算(口)	1月につき(同意日の属する月から6月以内)	593
	1月につき(同意日の属する月から6月超)	273
リハビリテーションマネジメント加算	事業所の医師が利用者当に説明し、利用者の同意を得た場合	270
短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院(所)又は認定日から3ヶ月以内	110
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	週2日限度	240
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	1月につき	1920
退院時共同指導加算	退院時1回を限度	600
重度療養管理加算	要介護3・4・5かつ状態による	100
入浴介助加算Ⅰ	1日につき	40
入浴介助加算Ⅱ	1日につき	60
若年性認知症利用者受入加算	1日につき	60
栄養アセスメント加算	1月につき	50
栄養改善加算	月2回限度	200
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	6月に1回を限度	20
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		5
口腔機能向上加算Ⅰ	月2回限度	150
口腔機能向上加算Ⅱ(口)	月2回限度	160

減算	算定回数等	料金
送迎減算(送迎を行わない場合)	片道につき	-47

③その他の料金

項目	備考	税込料金
オムツ	1枚につき	180
尿取りパット	1枚につき	50
クラブ活動費	材料費	実費

2. 利用料金についての留意点

ご利用者の要介護度に応じた所定単位数(基本報酬に各種加算・減算を加えた総単位数)に、介護保険負担割合証に記載の割合で計算した料金をいただきます。

3. お支払い方法

利用終了後、又は翌月の10日頃までに請求書をお渡しますので、担当者へお支払い下さい。領収書につきましては、1ヶ月分を合計して発行いたします。

4. 総額表示(消費税を含んだ料金表示)

消費税のかかる料金については円未満を切り上げ表示しています。差額につきましては合計請求時に精算させていただきます。

別紙1(令和6年6月1日改訂 介護老人保健施設縁樹 介護予防通所リハビリテーション)

1. 利用料について 単位(円)

※単位の定めがないものについては1日あたりの料金です。

①介護サービス費(1割負担の場合)

区分	算定回数等	料金
要支援1	1月につき	2,268
要支援2		4,228
要支援1	契約期間が1月に満たない場合(1日につき)	75
要支援2		139

②加算・減算料金(1割負担の場合)

要件を満たしその内容の対象となる場合は以下の料金が加算・減算されます。

加算名	算定回数等	料金
科学的介護推進体制加算	1月につき	40
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1月につき(要支援1)	88
	1月につき(要支援2)	176
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1月につき	所定単位数の8.6%
若年性認知症利用者受入加算	1月につき	240
退院時共同指導加算	1回につき	600
栄養アセスメント加算	1月につき	50
栄養改善加算	1月につき	200
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	6月に1回を限度	20
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	6月に1回を限度	5
口腔機能向上加算Ⅰ	1月につき	150
口腔機能向上加算Ⅱ	1月につき	160
一体的サービス提供加算	1月につき	480

減算	算定回数等	料金
要支援1	要件を満たさず、利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合1月につき	-120
要支援2		-240

③その他の料金

項目	備考	税込料金
オムツ	1枚につき	180
尿取りパット	1枚につき	50
クラブ活動費	材料費	実費

2. 利用料金についての留意点

ご利用者の要介護度に応じた所定単位数(基本報酬に各種加算・減算を加えた総単位数)に、介護保険負担割合証に記載の割合で計算した料金をいただきます。

3. お支払い方法

利用終了後、又は翌月の10日頃までに請求書をお渡ししますので、担当者へお支払い下さい。領収書につきましては、1ヶ月分を合計して発行いたします。

4. 総額表示(消費税を含んだ料金表示)

消費税のかかる料金については円未満を切り上げ表示しています。差額につきましては合計請求時に精算させていただきます。